

役員等報酬規程

社会福祉法人 百合会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員等）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 当法人役員等に対して、理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会等への出席の対価として、役員等報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、1回の出席当たり5000円とする。

(支給日)

第4条 役員等報酬は、その都度支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。